

目達原 2 4 5 号建物等照明器具 L E D 化工事

件 名		目達原 2 4 5 号建物等照明器具 L E D 化工事			
図 名		表 紙			
総務部長	管理課長	営繕班長	企画係長	管財係	設 計
図面枚数	1 / 5		作 成	令和 8 年 6 月	
九州補給処 総務部 管理課 営繕班					

仕 様 書

1 件 名：目達原245号建物等照明器具LED化工事

2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大字立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地

3 概 要

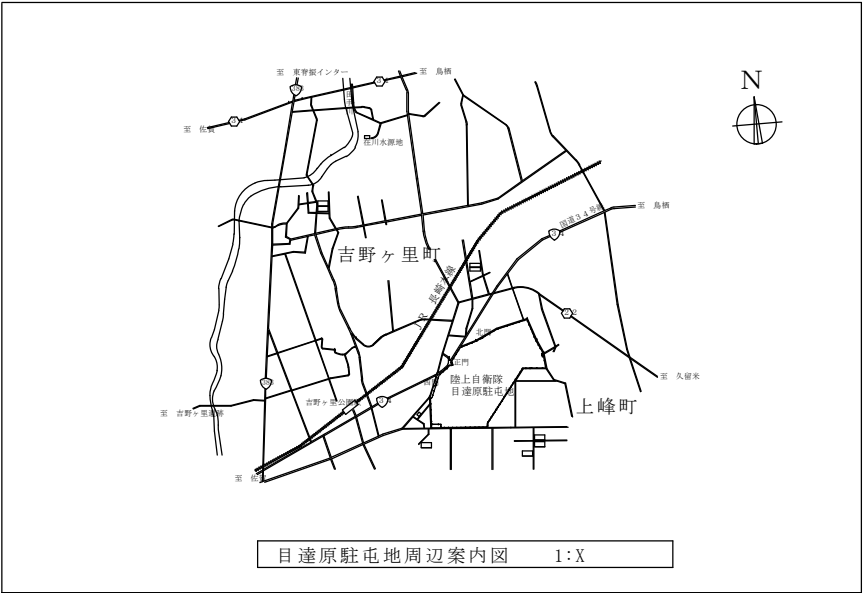
- (1) 245号建物内外の照明器具等のLED器具への取替（26台）
- (2) 252号建物内外の照明器具等のLED器具への取替（76台）

4 一般事項

- (1) 本工事は、本設計図書によるか特記事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事）令和7年度版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事改修工事）令和7年度版」による。
- (2) 本工事に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する
- (3) 請負者は工事実施にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 請負者は工事実施にあたり、本取替以外の他の部位を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (5) 請負者は取替実施にあたり、安全管理に留意すると共に取替終了後は現場の整理整頓、清掃を使用するものとする。
- (6) 本取替に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。
- (7) 本取替の作業写真は、デジタルカメラ等を使用し、着工前、使用材料、各工程、完成及び監督官の指示するところをを撮影し、監督官に1部提出するものとする。なお、デジタルカメラの電子データ等は、検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。
- (8) 入出門、物品の搬入、搬出、提出書類は部隊で定めた規則によるものとする。
- (9) 本工事に使用する電気、水については、請負者側で準備するものとする。
- (10) 発生材で、金属屑については重量計測後、駐屯地内の監督官の指示する場所集積し整理する。又、金属屑以外の物については、請負者処分としマニフェストE票（電子マニフェスト含む）写しを提出する。
- (11) 請負者は、下請け業者と工事下請負契約を締結、工事を施工して、完成させる場合は、着工前に、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づき、施工体制台帳等を作成・提出し、監督官の点検を受けるものとする。
- (12) 本工事実施の際は、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないものとする。万が一事故が生じた際は速やかに監督官に報告及び対処するものとする。また、災害事故・破損発生等については、全て請負業者責任とし、速やかに原形に復元する。なお、その際官側としての補償は、一切行なわない。

5 特記事項

- (1) 本工事で使用するLED照明器具はすべて新品とし、事前に監督官の承認を受けた合格品のみ使用すること。
- (2) 非常用照明の交換については、関係法令にもとづき調整・必要手続きを行うものとする。
- (3) 作業実施日は事前に監督官と調整し、工程表（土・日・祝日含む）を提出すること。
- (4) 照明取替時は監督官の指示のもと必要に応じ養生を実施する。
- (5) 階段灯については行先階数表示をするものとする。
- (6) 撤去照明器具は鉄材・プラスチック・ガラス等（灯管含む）に分解分別し、一般事項(10)のとおりに請負業者にて処分を実施する。
- (7) 灯具取付後は絶縁測定を実施し試験結果報告書を提出する。
- (8) 新設非常用照明器具については蓄電池の形式を記載した報告書を提出する。



件 名	目達原 2 4 5 号建物等照明器具 L E D 化工事		
図 名	仕様書・案内図		
図面枚数	2 5	作 成	令和 8 年 6 月
九州補給処 総務部 管理課 営繕班			